

## 納期限は7月31日(金)です

固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)第2期、国民健康保険料普通徴収第2期、後期高齢者医療保険料普通徴収第1期、介護保険料普通徴収第2期の納期限は7月31日(金)です。納期限内に納めましょう。

納期限を過ぎると延滞金が発生することがあります。

## 納付方法

口座振替・コンビニ・スマホ決済・ペイジーほか

## 問い合わせ

☆固定資産税・都市計画税の納付

…納税課☎内線2311、FAX(50)8405

☆国民健康保険料・後期高齢者医療保険料

…保険年金課☎内線3212、FAX(50)8413

☆介護保険料

…介護保険課☎内線3137、FAX(50)8443

## 障がい者支援課

☎内線3292  
FAX(25)7822

障がいのある方などへ  
各種手当のご案内

## ◎特別障がい者手当

対象 20歳以上の障がい者で、障がい者手帳1級程度の障がいがあるなど著しく重度の障がいがあるため、常に特別の介護を必要とする在宅の方

支給額 月額3万4500円

## ◎神奈川県在宅重度障がい者等手当

対象 基準日(支給年度の8月1日)時点で6カ月以上県内に継続して在住している方で、⑦と⑧どちらも該当する在宅の方

⑦次の要件のいずれかに該当する方

☆療育手帳A1の方(知能指数20以下の方)

☆精神障がい者保健福祉手帳1級の一部の方

☆重複障がい、常に介護が必要と認められる方

☆身体障がい者手帳1・2級と、療育手帳A1・A2・B1の2つをお持ちの方(または知能指数50以下の方)

☆身体障がい者手帳1・2級と、精神障がい者保健福祉手帳1級および療育手帳B1の3つをお持ちの方(または知能指数50以下の方)

☆障がい児福祉手当または特別障がい者手当を受給している方

⑧64歳までに次のいずれかに該当する方

☆障がい者手帳の交付を受けている方

☆知的障がいの判定を受けている方

☆障がい児福祉手当または特別障がい者手当を受給したことがある方

支給額 月額6万円

申請期間 8月3日(月)～9月10日(木)

福祉手帳1級の2つをお持ちの方

☆精神障がい者保健福祉手帳1級と、療育手帳A1・A2の2つをお持ちの方(または知能指数35以下の方)

☆身体障がい者手帳3級と、精神障がい者保健福祉手帳1級および療育手帳B1の3つをお持ちの方(または知能指数50以下の方)

☆障がい児福祉手当または特別障がい者手当を受給している方

⑧64歳までに次のいずれかに該当する方

☆障がい者手帳の交付を受けている方

☆知的障がいの判定を受けている方

☆障がい児福祉手当または特別障がい者手当を受給している方

⑧64歳までに次のいずれかに該当する方

☆障がい者手帳の交付を受けている方

☆知的障がいの判定を受けている方

☆障がい児福祉手当または特別障がい者手当を受給している方

⑧64歳までに次のいずれかに該当する方

☆障がい者手帳の交付を受けている方

☆知的障がいの判定を受けている方

☆障がい児福祉手当または特別障がい者手当を受給している方

⑧64歳までに次のいずれかに該当する方

☆障がい者手帳の交付を受けている方

☆知的障がいの判定を受けている方

☆障がい児福祉手当または特別障がい者手当を受給している方

⑧64歳までに次のいずれかに該当する方

☆障がい者手帳の交付を受けている方

☆知的障がいの判定を受けている方

☆障がい児福祉手当または特別障がい者手当を受給している方

⑧64歳までに次のいずれかに該当する方

☆障がい者手帳の交付を受けている方

☆知的障がいの判定を受けている方

☆障がい児福祉手当または特別障がい者手当を受給している方

⑧64歳までに次のいずれかに該当する方

☆障がい者手帳の交付を受けている方

☆知的障がいの判定を受けている方

☆障がい児福祉手当または特別障がい者手当を受給している方

⑧64歳までに次のいずれかに該当する方

☆障がい者手帳の交付を受けている方

☆知的障がいの判定を受けている方

☆障がい児福祉手当または特別障がい者手当を受給している方

⑧64歳までに次のいずれかに該当する方

☆障がい者手帳の交付を受けている方

☆知的障がいの判定を受けている方

☆障がい児福祉手当または特別障がい者手当を受給している方

⑧64歳までに次のいずれかに該当する方

☆障がい者手帳の交付を受けている方

☆知的障がいの判定を受けている方

☆障がい児福祉手当または特別障がい者手当を受給している方

⑧64歳までに次のいずれかに該当する方

☆障がい者手帳の交付を受けている方

☆知的障がいの判定を受けている方

☆障がい児福祉手当または特別障がい者手当を受給している方

⑧64歳までに次のいずれかに該当する方

☆障がい者手帳の交付を受けている方

☆知的障がいの判定を受けている方

☆障がい児福祉手当または特別障がい者手当を受給している方

## 北消防署

☎(45)8181  
FAX(45)8182

北消防署地域交流イベント  
ずぶぬれ注意報発令中!

とき 8月8日(土)午前9時30分～11時30分

※荒天中止

ところ 消防防災訓練センター(石川3417ノ1)

内容

◎消防体験ゾーン:放水体験、消防車両展示

◎ずぶぬれゾーン:暴風雨体験

◎お楽しみ:ふじキyun

来場ほか

申し込み 不要

※駐車場は使用できません

※お問い合わせは、北消防署のページへ



## ◎藤沢市障がい者福祉手当

対象 市内在住の20歳未満の方、または個人市町村民税が課税されていない20～64歳の方で、次のいずれかに該当する方

☆身体障がい者手帳1～3級の方

☆療育手帳A1・A2・B1の方(または知能指数50以下の方)

☆精神障がい者保健福祉手帳1・2級の方

☆市の「電子申請」からも申請できます

支給額 月額40000円

※市の「電子申請」からも申請できます

※市の「電子申請」からも申請できます

※市の「電子申請」からも申請できます

※市の「電子申請」からも申請できます

※市の「電子申請」からも申請できます

※市の「電子申請」からも申請できます

※市の「電子申請」からも申請できます

※市の「電子申請」からも申請できます

※市の「電子申請」からも申請できます

※市の「電子申請」からも申請できます

※市の「電子申請」からも申請できます

※市の「電子申請」からも申請できます

※市の「電子申請」からも申請できます

※市の「電子申請」からも申請できます

※市の「電子申請」からも申請できます

※市の「電子申請」からも申請できます

※市の「電子申請」からも申請できます

※市の「電子申請」からも申請できます

※市の「電子申請」からも申請できます

※市の「電子申請」からも申請できます

※市の「電子申請」からも申請できます

※市の「電子申請」からも申請できます

※市の「電子申請」からも申請できます

※市の「電子申請」からも申請できます

※市の「電子申請」からも申請できます

※市の「電子申請」からも申請できます

※市の「電子申請」からも申請できます

※市の「電子申請」からも申請できます

※市の「電子申請」からも申請できます

※市の「電子申請」からも申請できます

※市の「電子申請」からも申請できます

※市の「電子申請」からも申請できます

※市の「電子申請」からも申請できます

※市の「電子申請」からも申請できます

※市の「電子申請」からも申請できます

※市の「電子申請」からも申請できます

※市の「電子申請」からも申請できます

※市の「電子申請」からも申請できます

※市の「電子申請」からも申請できます

※市の「電子申請」からも申請できます

※市の「電子申請」からも申請できます

※市の「電子申請」からも申請できます

※市の「電子申請」からも申請できます

※市の「電子申請」からも申請できます

※市の「電子申請」からも申請できます

あります

☆6カ月以上寝たきりまたはこれと同様の状態にあり、常に介護が必要な1・2級の肢体不自由・内部障がい・視覚障がいの身体障がい者手帳を持っている方(視覚障がいの場合は未就学児のみ)

☆療育手帳A1・A2で、常に介護が必要な方

支給額 月額70000円

マイナンバーカード・通知カードについて

障がい児福祉手当、特別障がい者手当、神奈川県在宅重度障がい者等手当の申請にはマイナンバーカードまたは通知カードが必要です。

※マイナンバーカードの住所・氏名などの記載に変更がある場合は変更手続きが必要です

※通知カードの記載事項に変更がある場合は使用できません。マイナンバーカードの申請手続きが必要です

※訪問による認定調査が

※訪問による認定調査が

※訪問による認定調査が

※訪問による認定調査が

※訪問による認定調査が

※訪問による認定調査が

※訪問による認定調査が

※訪問による認定調査が

※訪問による認定調査が

※訪問による認定調査が

※訪問による認定調査が

※訪問による認定調査が

※訪問による認定調査が

※訪問による認定調査が

※訪問による認定調査が

※訪問による認定調査が

※訪問による認定調査が

※訪問による認定調査が

※訪問による認定調査が

※訪問による認定調査が

※訪問による認定調査が

※訪問による認定調査が

※訪問による認定調査が

※訪問による認定調査が

※訪問による認定調査が

※訪問による認定調査が

※訪問による認定調査が

※訪問による認定調査が

※訪問による認定調査が

※訪問による認定調査が

※訪問による認定調査が

※訪問による認定調査が

※訪問による認定調査が

※訪問による認定調査が

※訪問による認定調査が

※訪問による認定調査が

※訪問による認定調査が

※訪問による認定調査が

※訪問による認定調査が

※訪問による認定調査が

※訪問による認定調査が

※訪問による認定調査が

※訪問による認定調査が

※訪問による認定調査が

※訪問による認定調査が

※訪問による認定調査が

※訪問による認定調査が

※訪問による認定調査が

凡 例 → 申…申し込み、問…問い合わせ  
費…費用、印…ホームページ

市民センターの  
カルチャー・生涯学習事業

明記のないものは…●先着順●申し込み不要●午前8時30分から受け付け  
●費用は無料●持ち物はお問い合わせください  
※電話番号などは間違いのないようおかけください

六会市民センター  
☎0203・FAX(83)2298

●おはなし会 8月12日(水)午後3時30分～4時。☎六会市民図書室☎(83)4686。

辻堂市民センター  
☎349151・FAX(34)4187

●ヨガ開放 8月7日(金)午後7時～8時。講師IIヨガイストラクター塩見祐也氏。25人。※中学生以下は保護者同伴。

●ラジオ体操開放 8月8日(土)午前10時～11時。講師II全国ラジオ体操連盟公認指導士。30人。

湘南大庭市民センター  
☎(87)1112・FAX(87)1110

●おもちゃのへやメリーゴーランド 8月15日(土)午前10時～午後3時。おもちゃを通して交流するスペース。障がい児・未就学児と保護者。

●大庭子育てさるんぴょぽ広場 8月18日(火)午前9時30分～11時30分。乳幼児と保護者のフリースペース。

藤沢市民センター  
☎(22)0019・FAX(22)0293

●おはなしのへや 8月26日(水)午後1時30分～2時10分。おはなしと折り紙。※未就学児は保護者同伴。☎藤沢市民図書室☎286895。

カルチャー  
☎487234・FAX487249 休所日II月曜日

少年の森  
☎487234・FAX487249 休所日II月曜日

●キャンプファイア 8月23日(日)午後7時～8時。市内在住・在勤・在学の子と保護者40人(抽選)。費5000円。

●天体観望会・夏の大三角を探そう! 8月22日(土)午後7時15分～8時15分。市内在住・在勤・在学の子と保護者100人(抽選)。費5000円。申8月8日(土)午前9時～12日(水)に公財)藤沢市みらい創造財団の☎から。

遠藤市民センター  
☎(86)9611・FAX(87)3008

●みんなで歌おう!懐かしのポップス 8月27日～9月17日毎週木曜日午前10時～11時30分、全4回。講師II清水友美氏。成人12人抽選。申8月3日(月)14日(金)に市の☎の遠藤市民センターのページから、または電話・来所で。

●夜活リフレッシュヨガ 8月14日(金)午後7時～8時。講師II小野寺マナ氏。成人20人。

湘南台市民センター  
☎(45)3070・FAX(45)1604

●バドミントン・卓球開放 ⑦8月6日(木)～9日(日)午前9時55分～午前10時50分、⑧8月13日(木)～16日(日)午後2時25分～午後3時20分。※1回50分。バドミントン各回1組、卓球各回9組。申⑦は8月3日(月)、⑧は8月10日(月)から電話・来所で。

村岡市民センター  
☎(23)0634・FAX(23)0641

●バスケット自練開放 8月13日(木)午後6時～7時45分。※ミニバスケットのコート1面。

●おもちゃの病院 8月2日(日)午後1時30分～3時30分。おもちゃの修理。※部品交換などは実費。

●自然体験フェスティバル出展参加者募集 10月10日(土)午前9時～午後4時(雨天時は11月21日(土))に少年の森で開催するイベントの出展者。内容IIフラフト、自然観察、野外活動・炊事に関するもの。対象II責任者が18歳以上の個人・団体ほか。費10000円(非営利団体は無料)。申7月28日(火)午前9時～8月2日(日)に公財)藤沢市みらい創造財団の☎から。

少年の森 ボランティア募集  
自然体験活動を学びながら、少年の森のお手伝いをしてみませんか。

内容 事業運営、施設管理ほか  
対象 18歳以上の方  
※活動日時など詳細は、お問い合わせください